

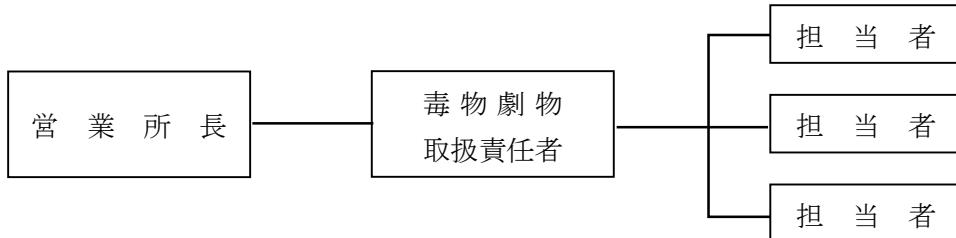
## 毒物劇物危害防止規定

### (目的)

- 1 この規定は、(営業所名) \_\_\_\_\_における毒物劇物の管理、責任体制を明確にし、もって毒物劇物による危害を未然に防止することを目的とする。

### (管理組織)

- 2 毒物劇物の管理責任に関する組織を次のとおりとする。



- 3 毒物劇物による保健衛生上の危害の防止を図るため、毒物劇物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。取扱責任者は、(責任者氏名) \_\_\_\_\_とする。
- 4 営業所長は、(営業所名) \_\_\_\_\_における毒物劇物の管理全体を総括し、取扱いや保管管理状況を常に把握するとともに取扱責任者に必要な報告を求め、指示を与える。
- 5 取扱責任者は、(営業所名) \_\_\_\_\_における毒物劇物を統括管理し、担当者に必要な指示を与えるとともに営業所長に報告を行う。
- 6 担当者は、毒物劇物の保管、販売、廃棄、表示等についての業務を実際に受け持ち、取扱責任者に必要な報告を行う。

### (取扱責任者の業務)

- 7 取扱責任者は、次の事項につき総括的に管理、監督する。
- (1) 保管設備の管理状況の点検
  - (2) 容器・被包及び貯蔵場所の表示の点検
  - (3) 盗難、紛失防止に係る措置状況の点検
  - (4) 運搬、廃棄に係る適合状況の点検
  - (5) 事故時の応急措置、通報体制の整備
  - (6) 担当者の教育及び訓練
  - (7) 本規定の作成及び運用

### (購入、販売及び保管)

- 8 毒物劇物を購入及び販売した場合、毒物劇物管理簿を作成し、次の所定事項を記入する。
- (1) 毒物劇物の区分、名称、規格（濃度、容量）
  - (2) 購入及び販売年月日、購入及び販売量、在庫量
- 9 毒物劇物の保管は、その他のものと明確に区分して保管する。
- 10 毒物劇物の安全データシート（S D S）を容易に確認できるようにする。
- 11 必要以上の量の保管をしないように注意し、購入後は速やかに毒物劇物専用の保管庫に保管する。

#### (盜難、紛失の防止措置)

- 12 毒物劇物保管庫のかぎの管理は、(管理者氏名) \_\_\_\_\_ (取扱責任者以上の権限を持つ者) が行い、管理者が不在の場合、代理者として(代理者氏名) \_\_\_\_\_ が管理を行う。かぎの使用者は管理者もしくは管理者の承諾をうけた者とし、かぎを使用した場合はかぎの管理簿に記入する。
- 13 毒物劇物保管庫の施錠状況(異常の有無)を毒物劇物の使用前及び使用後に確認する。
- 14 毒物劇物を販売した場合、管理簿に販売量及び在庫量を記載し、定期的に在庫量のチェックを行う。
- 15 毒物劇物を保管庫の外に放置しない。

#### (漏えい等防止措置)

- 16 毒物劇物の種類に応じて、漏えいや飛散しないように転倒及び落下防止の措置をとる。
- 17 毒物劇物を運搬する場合は毒物劇物が飛散・流出等を防止する措置をとる。

#### (設備等の点検)

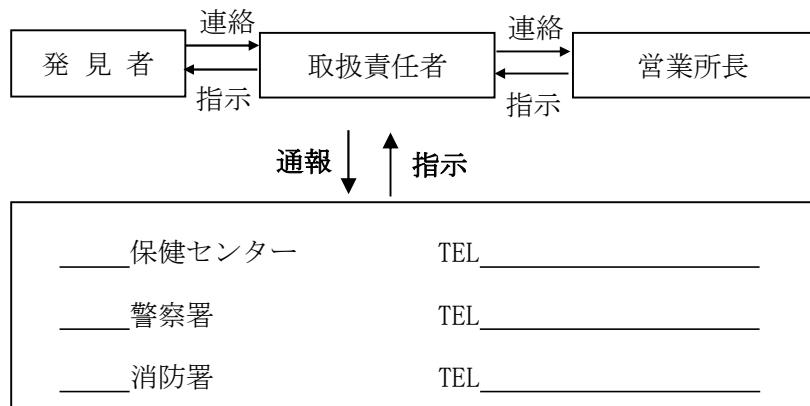
- 18 盗難、紛失防止に関する設備について、次の点検を定期的(概ね1ヶ月)に実施する。
  - (1) 保管庫は、毒物劇物専用となっているか。
  - (2) 保管庫には、かぎをかける設備があること。かぎが壊れていないこと。
  - (3) 管理簿は適切に記載され、在庫量が現物と一致していること。
- 19 漏えい、流出防止に関する設備について、次の点検を定期的(概ね1ヶ月)に実施する。
  - (1) 古くて販売しない毒物劇物が保管されていないこと。
  - (2) 転倒、落下防止の措置がされていること。
- 20 表示の点検を定期的(概ね1ヶ月)に実施する。
  - (1) 容器・被包に所定の表示がされていること。表示が明瞭であること。
  - (2) 保管庫に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が明瞭にされていること。
- 21 点検結果については、点検記録表に記録する。
- 22 点検の結果、不具合等があった場合は、速やかに整備又は補修し、実施事項について点検記録表に記録する。

#### (緊急時の対応)

- 23 毒物劇物の盗難、紛失または流出事故等が発生した際には、取扱責任者は緊急連絡体制(26参照)により、直ちにその旨を関係機関に通報する。
- 24 毒物劇物が営業所外へ飛散、流出等する事故が発生したときは、事故拡大防止のための応急措置を行う。
- 25 事故の発生に備えて、あらかじめ取扱う毒物劇物に対応する保護具、消火剤、中和剤、希釈剤等を用意し、事故が発生した際には被害の拡大を防止するよう努める。

### (緊急時の連絡体制)

- 26 緊急時には、次の連絡体制に基づき、盜難・紛失した場合は警察署に届け出るとともに保健センターに報告する。また、漏えい・流出した場合は保健センター、警察署又は消防署に直ちに届け出る。



※保健センターの連絡先は営業所（店舗）所在地により以下の連絡先を記入して下さい。

- 1 営業所（店舗）所在地が千種、昭和、瑞穂、名東区の場合  
千種保健センター環境薬務課（TEL：052-753-1973）
- 2 営業所（店舗）所在地が西、中村、熱田、中川区の場合  
中村保健センター環境薬務課（TEL：052-433-3064）
- 3 営業所（店舗）所在地が東、北、中、守山区の場合  
中保健センター環境薬務課（TEL：052-265-2256）
- 4 営業所（店舗）所在地が港、南、緑、天白区の場合  
南保健センター環境薬務課（TEL：052-614-2885）

### 休日、夜間の緊急連絡先

| 職種・氏名       | 電話番号               |
|-------------|--------------------|
| 営業所長 _____  | 自宅_____<br>携帯_____ |
| 取扱責任者 _____ | 自宅_____<br>携帯_____ |
| 責任者代理 _____ | 自宅_____<br>携帯_____ |

### (事故等の調査及び再発防止)

- 27 毒物劇物の盜難、紛失または流出事故等が発生した際はその原因を調査し、再発防止に努める。
- 28 事故等の際には本規定を見直し、再発防止策について本規定に定める。

### (教育、訓練)

29 取扱責任者は、次の事項について担当者及びその他の者に対して教育、訓練を行う。

- (1) 毒物及び劇物取締法に関すること。
- (2) 毒物劇物の取扱いに関すること。
- (3) 盗難及び事故時の通報及び応急措置に関すること。

### (廃棄)

30 毒物劇物を廃棄するときは、次による。

- (1) 毒物劇物を廃棄する場合、作業計画と作業責任者を定めて行う。
- (2) 酸、アルカリは中和し、pHを確認後、希釀して処理する。
- (3) その他の毒物劇物は、専門の産業廃棄物業者に処理を委託する。
- (4) 廃棄にあたっては、水質汚濁防止法等の他の法令にも抵触しないよう十分注意する。

## 毒 物 劇 物 管 理 簿

## 毒物劇物保管庫のかぎの管理簿

| 点検記録票      |    |  |     |     |     |     |     |
|------------|----|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 点検項目       |    | 点検年月日  | / / | / / | / / | / / | / / |
| 登録         | 1  | 登録の期限は切れていないか。   |     |     |     |     |     |
|            | 2  | 登録の種類に応じた品目を販売しているか。   |     |     |     |     |     |
|            | 3  | 店舗の廃止をしたとき、又は以下の事項を変更したときは30日以内にその旨を届出しているか。<br>①営業者の氏名(名称)・住所(所在地)<br>②設備の重要な部分<br>③店舗の名称<br>④現物取扱開始  |     |     |     |     |     |
| 取扱責任者      | 4  | 専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせているか。  |     |     |     |     |     |
|            | 5  | 取扱責任者の変更があった場合届出をしているか。  |     |     |     |     |     |
| 貯蔵設備       | 6  | 毒物劇物専用となっているか  |     |     |     |     |     |
|            | 7  | 飛散し、漏れ、しみ出、地下にしみ込み又は流れ出るおそれのないものであるか。  |     |     |     |     |     |
|            | 8  | かぎのかかる設備であるか、又は周囲に堅固な柵が設けてあるか。   |     |     |     |     |     |
| 取扱         | 9  | 盗難、紛失に対する防止措置がなされているか。   |     |     |     |     |     |
|            | 10 | 毒物劇物等が店舗外へ飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じているか。  |     |     |     |     |     |
|            | 11 | 飲食物の容器が使用されていないか。  |     |     |     |     |     |
| 盗難・紛失の防止措置 | 12 | 在庫量の定期点検及び種類毎に使用量の把握が行われているか。  |     |     |     |     |     |
|            | 13 | 保管場所のかぎの管理が適切に行われているか。   |     |     |     |     |     |
| 表示         | 14 | 容器、被包に次の表示が行われているか。<br>①「医薬用外」及び「毒物」「劇物」の文字<br>②毒物劇物の名称<br>③成分・含量<br>④有機燃焼化合物及びこれを含有する製剤は解毒剤の名称<br>⑤開封販売するときは氏名・住所<br>⑥硫化水素、硫酸、DDVPの場合に定められた事項 |     |     |     |     |     |
|            | 15 | 貯蔵、陳列場所に所定の表示が行われているか(「医薬用外」及び「毒物」「劇物」の文字)。  |     |     |     |     |     |
| 譲渡記録       | 16 | 毒物劇物を他の毒物劇物営業者に販売等する場合、次の事項を書面に記載しているか。また5年間保存しているか。<br>①名称 ②数量 ③販売・授与年月日<br>④譲受人の氏名及び住所 ⑤職業   |     |     |     |     |     |
|            | 17 | 毒物劇物を一般人に販売等する場合、次の事項が記載され譲受人の押印がある書面の提出を受けているか。また5年間保存しているか。<br>①名称 ②数量 ③販売・授与年月日<br>④譲受人の氏名及び住所 ⑤職業  |     |     |     |     |     |
|            | 18 | 譲受人の身元確認、使用目的等の確認を行い、所要量以上を交付していないか。   |     |     |     |     |     |
| 譲渡時の注意事項   | 19 | 一般消費者へ家庭用劇物以外の販売の自粛、代替品の使用の勧奨を行っているか。  |     |     |     |     |     |
|            | 20 | 挙動不審者へ販売、譲渡を行っていないか。   |     |     |     |     |     |
|            | 21 | 18歳未満の者、薬物の中毒者等に毒物劇物を交付していないか。   |     |     |     |     |     |
| 交付の制限      | 22 | 発火性、爆発性のある劇物等(政令第32条の3)を交付する際に身分証明書等で身元を確認しているか。   |     |     |     |     |     |
|            | 23 | 発火性、爆発性のある劇物等(政令第32条の3)を交付する際に次の事項を帳簿に記載し、5年間保存しているか<br>①劇物等の名称 ②交付年月日<br>③交付を受けた者の氏名及び住所  |     |     |     |     |     |
|            | 24 | 不必要的毒物劇物は、速やかに廃棄しているか。   |     |     |     |     |     |
| 廃棄         | 25 | 毒物劇物等の廃棄は適正に行われているか。   |     |     |     |     |     |
|            | 26 | 毒物劇物の販売に際し、譲受人に対し性状及び取扱いに関する情報を提供しているか。  |     |     |     |     |     |
| 事故等措置      | 27 | 盗難、紛失または流出事故等発生時に保健所・警察署・消防機関に届出をしているか。  |     |     |     |     |     |
|            | 28 | 盗難、紛失または流出事故等発生時に危害防止規定に基づく措置がなされているか。   |     |     |     |     |     |
|            | 29 | 盗難、紛失または流出事故等発生時に危害防止規定の見直しが行われているか。   |     |     |     |     |     |
|            |    | 確認(責任者名: )   |     |     |     |     |     |

| 点検項目        |            | 点検年月日  | / / | / / | / / | / / | / / |
|-------------|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 運搬容器        | 1          | 毒物劇物等が運搬容器より飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じているか。  |     |     |     |     |     |
|             | 2          | 運搬に用いる容器又は被包は適正であるか。   |     |     |     |     |     |
|             | 3          | 容器等を落下、転倒、破損しないように、また積載装置の長さ・幅を超えないように積載しているか。   |     |     |     |     |     |
| 運搬・貯蔵等の基準遵守 | 4          | 規則別表第2で規定する毒物劇物を5,000kg以上車両を用いて運搬する場合に次の措置が取られているか。<br>①連続運転時間が4時間を超える場合、1の運転者の運転時間が1日あたり9時間を超える場合は交代者の同乗<br>②車両の前後に0.3m板で黒地に白字で毒の標識<br>③2人分の保護具等の装備<br>④名称・成分・含量・応急措置の内容を記載した書類 |     |     |     |     |     |
| 荷送人の通知義務    | 5          | 毒物劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、運搬を委託する場合、荷送人の通知義務が守られているか。  |     |     |     |     |     |
|             | 確認(責任者名： ) |  |     |     |     |     |     |

#### 特定毒物を販売する場合

| 点検項目          |            | 点検年月日   | / / | / / | / / | / / | / / |
|---------------|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定毒物の譲渡・譲受    | 1          | 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者以外の者に特定毒物を譲渡していないか。<br>毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者以外の者から特定毒物を譲受していないか。 |     |     |     |     |     |
| 特定毒物使用者への譲渡   | 2          | 特定毒物使用者に対し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲渡していないか。  |     |     |     |     |     |
| 基準不適合の特定毒物の譲渡 | 3          | 品質、着色又は表示の基準について定められた特定毒物について、その基準に適合しないものを特定毒物使用者に譲渡していないか。                                |     |     |     |     |     |
|               | 確認(責任者名： ) |   |     |     |     |     |     |

#### 劇物たる家庭用品を販売する場合

| 点検項目     |            | 点検年月日                          | / / | / / | / / | / / | / / |
|----------|------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 劇物たる家庭用品 | 1          | 基準に適合していない「劇物たる家庭用品」を販売していないか。 |     |     |     |     |     |
|          | 確認(責任者名： ) |                                |     |     |     |     |     |

#### 農業用毒物劇物を販売する場合

| 点検項目       |            | 点検年月日                                       | / / | / / | / / | / / | / / |
|------------|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農業用毒物劇物の着色 | 1          | 特定の毒物劇物であって、所定の着色がなされていないものを農業用として販売していないか。 |     |     |     |     |     |
|            | 確認(責任者名： ) |   |     |     |     |     |     |